

	貸付の範囲	資格	種類		貸付期間	返済	返済の猶予	利子	返済免除
			支度金	修学費					
長生村	高等学校(第6章) 特別支援教育(第8章) 大学(第9章) 高等専門学校(第10章) 専修学校(第11章)	貸付期間中住所 有 連帯保証人2人(内1人住所要件) 在学 経済的理由 学術優良かつ健康 他の学資貸付を受けてない者 1年以上の住所要件有(検討中) 収入要件(検討中)	高等学校 専修学校/(高等課程) 10万円	同左 月額 1万5千円	決定月~修学満了月 (正規の修学期間)	修学終了後6か月後から 貸付を受けた月数の3倍 の期間 全額を月賦・半年賦・年賦 繰上可	災害、傷病により著しく困難な場合 は1年以内 申し出により猶予延長有	無利子 (延滞利子有)	返済完了前に死亡又は 心身に著しい障害を有す したとき 返済未済額の全部又は 一部の免除
	大学(第9章) 専修学校(第11章)	(1)村民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者 (2)成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、村税の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者(父、母両方は不可) (3)平成27年中の世帯全員の所得金額が基準額以下である者 (4)学習成績の評定平均4.0以上である者 (5)最終学校卒業後、長生村に居住を希望する者	大学 専修学校/(専門課程) 30万円以内	同左 月額 5万円					
茂原市	高等教育 高等学校(第6章) 特別支援教育(第8章) 大学(第9章) 高等専門学校(第10章) 専修学校(第11章)	貸付期間中住所 有 連帯保証人2人(内1人住所要件) 在学 経済的理由 学術優良かつ健康	高等学校 専修学校/(高等課程) 10万円	同左 月額 1万5千円	決定月~修学満了月 (正規の修学期間)	修学終了後6か月後から 貸付を受けた月数の3倍 の期間 全額を月賦・半年賦・年賦 繰上可	災害、傷病により著しく困難な場合 は1年以内 申し出により猶予延長有	無 (延滞利子有)	返済完了前に死亡又は 心身に著しい障害を有す したとき 返済未済額の全部又は 一部の免除
浦安市	同上	住所要件 有 入学の決定・在学している者 経済的理由 他の制度利用無 貸付審査委員会 設置	別紙	同左 月額 5万円					
山武市	大学(第9章)	居住要件 5年以上 経済的理由 学長及び出身学校長の推薦 他の制度利用無 市税に未納がないこと	300,000円以内	月額 40,000円以内	同上	修学金 退学・修学終了後6か月後 から期間の2倍以内 準備金 退学・修学終了後6か月後 から5年以内 全額を月賦・半年賦・年賦 繰上可	災害、病気その他やむを得ない事由 が継続する期間	無 (延滞利子有) 延滞利息 減免制度有	同上
	医学生 (医学生奨学金等貸付)	居住要件 5年以上 さんむ医療センターの業務に従事する意志のある医学部大学生・臨床研修医・大学院生	修学一時金 1,000万円以内	月額 20万円					

浦安市 奨学資金等

区分	種類及び額	修学金(月額)	入学準備金
	国立又は公立の高等学校	12,000円以内	100,000円以内
	私立の高等学校	15,000円以内	200,000円以内
	国立又は公立の中等教育学校の後期課程	12,000円以内	100,000円以内
	私立の中等教育学校の後期課程	15,000円以内	200,000円以内
	国立又は公立の特別支援学校の高等部	12,000円以内	100,000円以内
	私立の特別支援学校の高等部	15,000円以内	200,000円以内
	国立又は公立の大学(短期大学を除く。)	20,000円以内	200,000円以内
	私立の大学(短期大学を除く。)	25,000円以内	500,000円以内
	国立又は公立の短期大学	15,000円以内	150,000円以内
	私立の短期大学	20,000円以内	400,000円以内
	国立又は公立の高等専門学校	12,000円以内	100,000円以内
	私立の高等専門学校	15,000円以内	200,000円以内
	国立又は公立の専修学校の高等課程	12,000円以内	100,000円以内
	私立の専修学校の高等課程	15,000円以内	200,000円以内
	国立又は公立の専修学校の専門課程	15,000円以内	150,000円以内
	私立の専修学校の専門課程	20,000円以内	400,000円以内